

諸外国におけるAMA対応基地局のモニタリング・制御に関する規定について

MRI 三菱総合研究所

2026年5月25日

モビリティ・通信政策本部

諸外国におけるAMA対応基地局のモニタリング・制御に関する規定

- 第9回作業班(資料9-3-1)で報告したAMA導入国においては、AMA対応基地局の送信電力のモニタリング・制御の具体的な実施方法の詳細要件は規定されていない。一方で、送信電力が免許・許可された許容値を超えないことを担保することが求められている。

AMA導入国	適合性評価方法における規定
スイス NISV*の実施推奨事項—アダプティブアンテナの評価に関する付録 *NISV:非電離放射線防護条例	アダプティブアンテナの自動電力制限(Automatische Leistungsbegrenzung)に関して以下の規定あり - 自動電力制限は、アダプティブアンテナから放射される総送信電力を継続的にモニタリングする。 - サイトデータシート**で申告された送信電力ERP_nを超える短時間の電力ピークが発生した場合には、6分間平均した送信電力が申告された送信電力を超えないよう、送信電力(それに関連する容量)が抑制される。 (中略) - 自動電力制限の障害は報告されなければならない。また、送信電力の6分間平均が申告された送信電力ERP_nを超過した場合も同様に報告されなければならない。 **サイトデータシート:無線設備の設置許可申請において、事業者が規制当局に無線設備の技術データ及び設備から発生する電磁界に関する情報を報告するための提出書類
カナダ GL-01: 3kHz から 300GHz の周波数における無線周波数電磁界の測定ガイドライン	電力制限機構(power limiting mechanisms)に関して以下の規定あり ネットワークトラフィック負荷が増加した場合でも、電力制限機構を用いて基地局が適合状態を維持すること。
インド TEC 13019:2025 通信基地局からの電磁界ばく露の評価	AMAのモニタリング・制御に関する規定なし ※現行の規格では送信電力低減係数(F_{PR})の適用は認められていない。
オーストラリア 無線通信免許条件(送信機免許)に関する決定(2025年)	適合性評価方法の1つとしてIEC 62232などの規格が指定されているが、AMAのモニタリング・制御に関する規定はなし

出所)

FOEN, NISVの実施推奨事項—アダプティブアンテナの評価に関する付録 <https://www.news.admin.ch/news/message/attachments/65384.pdf>

ISED, GL-01 — Guidelines for the Measurement of Radio Frequency Fields at Frequencies From 3 kHz to 300 GHz

<https://ised-isde.canada.ca/site/spectrum-management-telecommunications/en/learn-more/key-documents/guidelines/gl-01-guidelines-measurement-radio-frequency-fields-frequencies-3-khz-300-ghz#s3>

TEC 13019:2025通信基地局からの電磁界ばく露の評価

無線通信免許条件(送信機免許)に関する決定(2025年) <https://www.legislation.gov.au/F2025L00389/latest/text>